

Business  
Report  
No.1608

# ゆびすい 経営レポート

今月のトピック

Part 1

2 年前納国民年金保険料の取扱い  
全額控除と各年控除を選択できる

今月のトピック

Part 2

経営革新計画を策定し、  
公的支援や補助金を獲得する



信頼と安心、そして未来へ…  
YUBISUI

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／  
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

☎ 0120-640-171

詳しくは中面をご覧ください!! ▶▶

OPEN  
ここを開いてください!

## 今月のトピック Part 1

## 2年前納国民年金保険料の取扱い 全額控除と各年控除を選択できる

2014年4月から、2年分の国民年金保険料を前納することができることとされている。保険料の支払いは、口座振替のみが対象で現金払いやクレジットカードでの支払いはできない。

この2年前納された国民年金保険料に係る社会保険料控除については、(1)納めた年に全額控除する方法と、(2)各年分の保険料に相当する額を算出し各年において控除する方法を選択することができることとされている。

ただし、一度(2)の方法を選択した場合は、(1)の方法による控除に戻すことができないということなので、慎重に検討して選択する必要がある。

また、いずれの方法を選択した場合であっても、年末調整において、所得者本人が納めた国民年金保険料について社会保険料控除を受けるためには、日本年金機構が発行した社会保険料控除証明書を給与所得者の保険料控除申告書に添付して、給与等の支払者へ提出又は提示することとなっている。

日本年金機構が発行する社会保険料控除証明書には、前納分を含め、その年に納付された保険料の総額が記載されていることから、上記の各年分の保険料相当額を各年において控除する方法を選択する場合には、所得者自らが各年において「社会保険料(国民年金保険料)控除額内証明細書」を作成の上、日本年金機構が発行した控除証明書と併せて給与所得者の保険料控除申告書に添付して給与等の支払者へ提出することとなっている。



### 税理士の目

税理士 天谷 翔

前納した国民年金保険料を各年において控除する場合には「社会保険料(国民年金保険料)控除額内証明細書」を作成する必要があります。  
前納した年の翌年にも同様の書類を作成しなければいけませんので、余計な手間がかかります。  
また、2年前納したことを忘れてしまうと、翌年の社会保険料控除の適用を失念する可能性もあります。よほどの理由がない限り、支払いをした年に全額控除を選択することが望ましいでしょう。



## グループ企業だからこそ提供できる完全経営サポート

充実の完全ワンストップ

創業65年を超える信頼と実績

200名を超える専門スタッフ

主要都市を網羅する全国展開

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／  
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

TEL: 0120-640-171

Mail: [kigyo-info@yubisui.co.jp](mailto:kigyo-info@yubisui.co.jp)

## 経営革新計画を策定し、 公的支援や補助金を獲得する

**近年**、国は国民の税金を投入する価値のある「やる気のある中小企業」のみを選択し、集中して支援するという方針に変わりました。やる気ある中小企業だけを選別して支援していくためには、それをはかるための判断基準が必要となります。そこで導入されたのが「経営革新計画」です。経営革新計画を申請し、国・都道府県に承認された中小企業が、支援策の恩恵を受けることが可能になったのです。

### 企業のやる気をアピールする経営革新計画

**経営**革新計画の大きな特徴として、承認制度があります。これは、中小企業者が経営革新計画を申請受付期間に提出し、一定の要件を満たせば承認を受けることができるという制度です。

申請受付期間は、提出された経営革新計画を一定の基準に従って審査し、この審査の結果に基づいて承認を与えます。

この承認は「計画の妥当性」を公的な機関が認めたという、いわば「公的なお墨付き」であるといえます。なお、単独の中小企業者が承認申請をおこなう場合、都道府県がその申請受付期間となります。

### 経営革新計画承認企業への支援措置の概要

**経営**革新計画の承認を受けると低利融資や税制上の特例の他に、次に挙げるような様々な支援措置を受けられるようになります。

#### 経営革新計画承認企業への支援措置の概要

| 支援の種類        | 支援の内容                                                                                                                                                    |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保証・融資、税の優遇措置 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 政府系金融機関による低利融資制度</li> <li>● 信用保証の特例</li> <li>● 小規模企業設備資金貸付制度の特例</li> <li>● 高度化融資制度</li> <li>● 設備投資減税</li> </ul> |
| 助成金・補助金の支援措置 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営革新関連補助金・助成金</li> </ul>                                                                                        |
| その他の支援措置     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 投資における支援措置</li> <li>● 販路開拓における支援措置</li> <li>● 特許関係料金減免制度 等</li> </ul>                                           |

### コンサルの目

中小企業診断士 岸田成弘

国が限りある税金を「選択と集中」により特定の中小企業へ投入する流れは今後も続くでしょう。

上記に記載の通り、経営革新計画の承認による支援内容は低利融資・減税・販路開拓支援など多岐にわたり、中小企業経営にとって大きなメリットがあります。

「やる気のある中小企業」として認められるためには、①自社の現状・課題を抽出し、②将来のあるべき姿を定め、③計画を実現するための具体的な事業テーマやスケジュールを明らかにする必要があります。

今後も中小企業が存続・発展していく上で①～③は必須の取り組みですから、公的支援や補助金も獲得でき、一石二鳥であると言えます。

ゆびすいは、契約前の「相性マッチングサービス」をお勧めしています

#### 契約までに何をするの？

- ☒ お客様のニーズをヒアリングにてご確認致します
- ☒ 過去の決算分析からお客様の会社の強み、弱みを把握し、ご説明致します
- ☒ これからの企業経営についてご提案致します

これらの業務を通じて、  
ゆびすいの担当者との相性を  
ご確認頂きます。

# ご親族、お知り合いの方などで、 「お困りの方」は、いらっしゃいませんか？

企業経営、税金、起業、不動産、相続、人事労務、その他あらゆる疑問、お悩みを

|       |         |               |
|-------|---------|---------------|
| 税理士   | 社会保険労務士 | 司法書士          |
| 公認会計士 | 中小企業診断士 | ファイナンシャルプランナー |

など、各分野の専門家がご相談に応じます。

----- お気軽にご連絡、ご紹介下さい。 -----

ご親族、  
お知り合いの方が...

- 『独立開業』を考えている。
- 『相続』について、税金・財産分割・生前贈与・遺言・名義の変更などで悩んでいる。
- 『不動産や株』などの売却、購入をした、又は考えているが、税金や名義変更についてアドバイスが欲しい。
- 商売を営んでいるが、節税、財務、人事労務、その他経営に関する『質の高いアドバイスをしてくれる専門家』を探している。

etc...

## ご紹介、無料相談の流れ

- 1 まずはお電話、又は直接弊社スタッフに相談者様についてお伝え下さい。  
0120-640-171（月～金 9:00～17:00）  
↓
- 2 弊社スタッフが相談者様にお電話、メール等にてご連絡差し上げます。  
※ ご相談者様が直接弊社にご連絡いただいても構いません。その際はご紹介者様のお名前をお伝え下さい。  
↓
- 3 お電話、又はご来社いただき相談者様の疑問について対応いたします。（初回相談60分無料）  
※ ご相談の日時はお客様のご都合に合わせ、柔軟に対応いたします。  
また、お客様のご都合によりお客様のもとへ直接お伺いすることも可能です。  
↓
- 4 無料相談後、有料サービスのご依頼がある場合には、お見積りをさせていただきます。  
↓
- 5 お見積りを検討していただき、ご納得いただければ正式に契約成立となります。  
高品質なサービスを誠実に提供することをお約束いたします。

## よくあるご質問

- Q. 相談者は売上もまだ少ない個人事業者ですが、紹介してもよいのですか？
- A. 是非ご紹介下さい。弊社のお客様は個人商店から上場企業様まで多岐にわたります。小規模な個人事業者のお客様もたくさんいらっしゃいますのでご安心下さい。
- Q. 相談者に現在契約している税理士がいるのですが、無料相談は可能ですか？
- A. 可能です。通常の税務相談や申告書作成については現在ご契約されている税理士に依頼し、その他顧問税理士に相談しにくい案件について弊社にご相談いただければと思います。是非一度お問い合わせ下さい。

ご紹介いただきましたお客様は、ゆびすいグループが責任をもってお手伝いをさせていただきます。

初回60分相談無料

TEL : 0120-640-171